

改正概要説明書

国名： アメリカ合衆国 (USA)

法令名： 特許規則

改正情報： 2017 年 07 月 01 日施行

改正概要：

1. 一般規定に関する改正

- ・ ライセンシング、販売のための出願又は特許の利用可能性の通知を公報において公告する場合の手数料(出願又は特許の 1 件につき：\$25.00)が新設された。(§ 1.21(i))

2. 国内手続規定に関する改正

- ・ 発明者でない者によって行われた非仮国際意匠出願について、ハーグ協定第 10 条(3)に基づく国際登録の公開において出願人が確認されていることが追加された。(§ 1.46(b))
- ・ 非仮国際意匠出願における出願人の変更は、ハーグ協定第 16 条(1)(ii)に従って行うことが追加された。(§ 1.46(c))
- ・ 出願データシートにおける書誌的データの記載に関して、国内利益情報記載の対象として特許法第 386 条(c)に規定されている国際意匠出願が追加された。(§ 1.76(b)(5))

3. 国際手続規定に関する改正

- ・ 国際出願における、合衆国受理官庁の PCT 規則 23 の 2 に規定する先の調査の結果及び先の分類の写し作成及び国際調査機関への送付に関する規定が新設された。(§ 1.453)

4. 特許存続期間の調整及び延長に関する改正

- ・ 継続審査請求された特許出願に対する特許存続期間の調整に関する規定が改正された。(§ 1.703(b)(1))

改正内容：

- ・ § 1.21 その他の手数料及び料金
 - (i) 公報による公告に関する規定の新設
- ・ § 1.46 特許出願であつて、譲受人、譲渡義務に基づく譲受人又はその事件に関する十分な財産的権利を証明する者によって行われるもの
出願人の確認(b)及び出願人名称の訂正又は更新手続(c)に関する規定の改正。
- ・ § 1.76 出願データシート
 - (b) ハーグ協定に基づく国際意匠出願の書誌的データに関する規定の改正。
- ・ § 1.453 先の調査又は分類に関する書類の送付
国際出願における、先の調査及び分類の取扱に関する規定の新設。

- § 1.703 審査遅延に起因する特許存続期間調整の期間
 - (b) 継続審査に関する規定の改正。